

派遣・請負労働の実態と安全・健康

すべての労働者の「安全・健康ミニマム」確立を

龍谷大学 教授 脇田 滋

昨年以來、「偽装請負」や「日雇派遣」が社会的に大きな注目を浴びることになった。危険有害な業務を自社の従業員ではなく、別会社の下請労働者や派遣労働者に負担させる状況が広がっている。法的には、労働者を直接に指揮命令して働かせ、作業・業務に関して管理や支配する者が、安全・健康配慮義務を負うことは、労働法の基本的な原則であり、裁判例でも確立した考え方であるが、複雑な雇用形態と責任の不明確化を背景に、弱い立場にある労働者が労働災害に遭っても潜在化する傾向がある。

以下、急激に増えている派遣・請負で働く労働者が、劣悪な労働環境と無権利状態におかれ、その安全と健康の問題が深刻化していることを取り上げ、当面する課題を提示したい。

1. 派遣・請負労働者の安全・健康の実態

(1) 重大災害の多発

2003年の労働者派遣法改正の結果、翌04年3月以降、製造業務にも派遣が解禁されることになった。実際には、派遣が禁止されていたはずの製造業務でも請負形式を偽装して派遣労働が広がっていた。派遣が解禁されても、派遣法の規制を嫌って、世界的大企業を含めて製造現場で偽装請負のまま労働者を受け入れていたことが06年以降マスコミで大きく取り上げられた。危険業務にまで派遣や請負が広がることになった。その結果、製造業を中心に重大災害が多発し、政府関連の次の調査報告でも事態の重大性と改善の必要性が指摘されている。

(1) 厚生労働省検討会報告書

2004年8月、厚生労働省は「今後の労働安全衛生対策の在り方に係る検討会報告書」を発表し、重大災害発生への対策を示した。そこでは重大災害が、1985年に141件まで減少したのち増加に転じ、現在まで増加傾向が続き、2003年は249件と1970年代後半の水準に逆戻りしたとされている。背景として、業務請負等のアウトソーシングの増大、合併・分社化、企業内の組織再編や、就業形態多様化、雇用流動化等の進行の結果、所属や就業形態の異なる労働者の混在が一般化していることを指摘している。派遣・請負労働者数は、1996年192万人から5年後の2001年216万人と12.5%増加し、製造業では49万人から63万人と28.6%と急増している。派遣・下請のいる事業所は、1996年21万7千から23万9千事業所と9.8%増、製造業では3万8千から4万事業所と5.1%増であった（総務省事業所・企業統計調査）。そして、下請、2次受け業者等が保安関連業務を行う事例が増加するなかで、連携不十分等の問題に起因する死亡災害発生や、大規模製造事業場では元方事業者と協力会社の災害発生率が千人率で5.09と11.3と協力会社が2倍以上高いことを指摘している。

(2) 中央労働災害防止協会調査報告

2007年1月に発表された中央労働災害防止協会の「製造業務における派遣労働者に係る安全衛生の実態に関する調査研究報告書」は、派遣元500、派遣先3000の事業所を対象にした、解禁後の製造業派遣を対象にした初めての本格的

調査である。それによれば、①派遣会社152の中で製造業務派遣を実施する97事業所のうち49事業所(50.5%)で過去2年間に休業1日以上の労働災害が発生していた。事故のタイプは、重大災害に至る危険性のある「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」等が多いこと(表参照)、②派遣元では労安法に基づく担当者の不選任(安全管理者6割強、衛生管理者8割弱、産業医7割弱)と派遣先(9割以上)に比べて不十分であること、③法定の雇入れ時安全衛生教育や健康診断不実施の事業所が少ないことなど、多くの問題点が指摘されている。

【表】派遣労働者の労働災害被災状況
(派遣元調査)

製造業務労働者派遣事業を行っている事業所	97(100%)
過去2年間で1日以上の休業を伴う労働災害に派遣労働者が被災したことがある事業所	49(50.5)
事故の種類	
はさまれ・巻き込まれ	26(26.8)
転倒	9(9.3)
切れ・こすれ	21(21.6)
墜落・転落	3(3.1)
飛来・落下	8(8.1)
動作の反動・無理な動作	10(10.3)
激突	3(3.1)
その他	5(5.2)
無回答	9(9.3)

出所：中央労働災害防止協会「製造業務における派遣労働者に係る安全衛生の実態に関する調査研究報告書」(2007年1月)31頁

〈3〉厚生労働省、労働局の報告

従来、派遣労働者の安全関連の実態は正確に調査されていなかったが、厚生労働省は2007年になって現状把握のため、派遣会社や派遣先企業団体に労災を報告する際、被害者が派遣労働者かどうかの明記を徹底するよう通知した。「総務、厚労両省によると、全国の派遣労働者は04年の85万人から06年、128万人に増加。労災に遭うケースも06年、前年比5割増の3686人(うち死者8人)と急増している」(読売新聞

2007年8月29日)。

東京都労働局「東京都内の労働災害発生状況(平成18年確定値)～平成18年労働災害発生状況～」によれば、「派遣労働者(派遣元事業場が当局管内にあるもので派遣先は東京都外を含む。)の死亡災害は2人、死傷災害401人(対前年比49.6%増)」とされ、「被災労働者の派遣先での業務は倉庫・運送等が37.4%、製造が20.4%、事務が12.5%」で、この3業務で7割を占めている。とくに、「被災労働者の年齢は30歳代以下が約6割を占め、経験年数は1年未満が6割となっている」ことが注目される。

同じ東京都労働局の2007年の送検事例のなかでも、①ビル新築工事現場で下受け荷取り作業中21メートル墜落、死亡した事例(元請会社を送検)、②住宅解体工事で派遣労働者2名が3階から墜落、重傷を負った事例(工事請負業者を送検)、③移動式クレーンの違法使用2次下請業者の労働者(外国人)が車両間に挟まれ死亡(工事業業者を送検)、④小学校校舎窓ガラス清掃中、防止措置がなく請負業者の従業員が墜落して重傷を負った事例及び死亡した事例(ビルメン業者を送検)、⑤解体工事現場で安全帯なしで作業していた派遣労働者が墜落して重傷を負った事例(建設業者を送検)、⑥マンション新築工事現場で下請労働者が墜落した死亡災害の事例(元請業者を送検)。

大阪労働局は、「労働者死傷病報告」を基に製造業への派遣解禁後3年半の間に大阪府内の派遣労働者が4日以上休業した労災を分析した。それによれば、04年3月～同12月、派遣先で事故に遭った労働者数は27人であったが、06年には146人と増えている。最も多いのが製造業で06年は64人(全体の4割超)、07年も8月29日現在、労災に遭った89人のうち51人が製造業であった。06年の64人の経験年数は3か月以下27人、1年以下47人(7割超)で、年齢別で10～30代が6割になった(読売新聞2007年8月29日)。

このように、数少ない行政サイドの調査や報告のなかでも、派遣・請負の関係、とくに製造業関係で労災が多く、未経験の若年者を中心に

重大災害が増えていることが明らかとなっている。しかし、これらは氷山の一角に過ぎないと推測される。

(2) 労災隠しと偽装請負

実際の間接雇用関係での危険業務就労者には、外国人や若年者が多いこと、労働組合に組織される例がほとんどないこと、不安定な雇用のために労働者がきわめて弱い立場に立つことなどが背景となって、実際に労災が起きても関係業者が隠蔽する「労災隠し」がきわめて多い。労働者派遣法では派遣先にも死傷病報告義務があるが、偽装請負で責任回避しようとする悪質例が多く、労災事故をきっかけに労安法違反とともに偽装請負による違法派遣が発覚する事例が少なくない。

【派遣・請負労働と労災隠し 最近の事例】

○2004年3月〔三重〕シャープ亀山工場で下請労働者が作業台から転落1ヶ月の重傷。多重的な偽装請負、下請業者の虚偽報告が発覚。(2006/08/12労働局が調査)

○2005年8月〔兵庫〕神戸製鋼所高砂製作所で子会社(神鋼検査サービス)に派遣された労働者1名が火傷で死亡。偽装請負が発覚。(労働局、派遣業者に07年10月16日から1カ月間事業停止を命令)

○2006年3月〔愛知〕トヨタ系企業(トヨタ車体精工)で下請労働者が4週間のケガ。偽装請負のため受入企業(派遣先)の死傷病報告不提出も発覚

○2006年6月〔大阪〕クボタで外国人労働者が製品落下で右足重傷。偽装請負の違法派遣と判明。(労基署、工場側に報告を勧告07年12月)

○2006年11月〔東京〕国発注の東京都品川区内の工事現場で下請労働者が左手骨折したのに死傷病報告不提出(下請業者を07年8月送検)

○2007年6月〔石川〕小松シャリング松任工場で骨折した派遣労働者の事故を報告しなかった(派遣先、派遣元責任者を07年11月送検)

(3) 派遣・請負労働者の労災争訟

派遣・請負労働者の労働災害をめぐるのは、実体のない派遣元や請負業者ではなく、派遣先や受入企業の責任追及が必要である。これまで争訟例が多いとは言えないが、裁判例などでは、労働者を実際に指揮命令している派遣先や受入企業の責任を認めている。

①A薬品事件 1999年8月に大手薬品研究所に研究補助で派遣された女性労働者が免疫抑制剤の定量分析業務に従事していて、鼻・口腔・舌・喉が焼けるように痛み、声が出なくなる労災事故に遭った。派遣元も派遣先も対応してくれないなかで、大阪職対連等の援助を受けて労災申請し2000年3月業務上認定された。監督署は2000年6月、派遣元、派遣先の両方に是正勧告と行政指導を行った(民主法律244号(2001年2月)186-188頁参照)。

②ヨドバシ・カメラ事件 違法な二重派遣関係で、派遣元や派遣先社員らが若い労働者に重なる暴行を加え、母親の目前でも激しい暴行をしたとして、労働者とその母親が損害賠償を求めていたヨドバシ・カメラ事件で、東京地裁(2005年10月4日判決)、東京高裁(2006年3月8日判決)は、派遣元だけでなく、派遣先の責任をも認め、関係会社に総額約560万円の支払いを命じた。

③ニコン熊谷製作所事件 業務請負業者から、半導体製造装置を作っている工場に派遣されていた青年労働者(当時23歳)が過労自殺した事件で、東京地裁は自殺の主たる原因は、業務の過重性に基づくうつ病であることを認め、業務請負業者だけでなく、受入(派遣先)企業にも健康配慮義務があると、両社に約2490万円の賠償支払いを命じた(2005年3月4日判決)。閉鎖されたクリーン・ルーム内での最終検査という神経を使う業務を、正社員と類似の過重な責任を負わされるなかで、15日にも及ぶ連続勤務や時間外労働があったこと、非正社員の削減という企業の方針で解雇の不安もあって、通常以上の精神的負荷があることが認められた。

2. 派遣・請負労働者の安全・健康と制度的不備

労働者の生命・健康を守る法的仕組みが、間接雇用の派遣・請負労働者については、次の通り十分に機能していない。

①労働者保護で世界最低、派遣先責任軽減・不問で世界最悪の派遣法

労働者派遣法自体、既存の労働基準法や労働安全衛生法の使用者責任、事業主責任を派遣元および派遣先に配分することにとどまっている。派遣労働者の置かれている問題状況を直視して、保護に欠ける点を補うための独自の制度的な対応はない。現実には、派遣元・派遣先双方の責任回避を放置し、差別・孤立・無権利という派遣労働の現実を生み出している

②実体のない派遣会社、偽装請負会社

派遣会社や請負会社は、形式上は雇用主となるが、雇用主としての実体があるか疑わしい例が少なくない。とくに、規制緩和が繰り返され、労働者派遣分野の参入がきわめて容易になったために、労務管理に経験のない零細業者が利益を求めて、派遣業に参入する道が開かれた。日雇い派遣や偽装請負では、社会労働保険不加入など、雇用主としての責任を果たさない実体のない派遣元が増えており、こうした業者が「労災隠し」をする例が多い。

③事前予防と事後補償の切断

安全や健康面では、実際に労働者が就労する派遣先の作業環境が重要である。この点で現行制度が、安全衛生責任とリンクさせて「メリット制」をとる労災保険について、派遣先ではなく派遣元に加入や保険料納付義務を課していることは矛盾しており、派遣先が派遣労働者への安全配慮を軽く考える原因の一つになっている。

3. 今後の課題

〈1〉当面の課題

①まず、違法派遣や偽装請負を徹底して取締ること、実体のない派遣会社を排除すること、派遣先企業や受入企業を基本に、派遣・請負労働者の安全・健康に対する使用者責任を果たさせることが緊急の課題である。弊害が際立つ日雇い派遣を早急に廃止すること、さらに労災保険料負担を派遣先の責任とすることが必要である。

②派遣・請負労働者の派遣先・受入企業での作業環境についての参加・関与の権利（発言権、安全委員会等への参加等）を保障することが必要である。

③偽装請負ではない「適法な請負」の場合にも、「構内請負」の場合には受入企業の安全衛生責任を明確にし、請負労働者が安全衛生に参加・関与する権利を保障する。

〈2〉抜本的な労働者派遣法改正

〈2〉抜本的な労働者派遣法改正

抜本的には、弊害の多い日本的労働者派遣制度は廃止するべきである。段階的には、その弊害を一挙に拡大した1999年の改正前に戻るとともに、登録型派遣を廃止し、危険有害業務を派遣対象から除外する必要がある。

〈3〉派遣・請負労働者の組織化

労働組合としては、未組織の派遣・請負労働者も代表して、その団結活動の結果を彼らに及ぼすことが必要である。イタリアの地域労働組合組織の労働評議会は、地域の「労働環境権」を守ることを自らの責務と位置づけ、地域の全職場での安全衛生を監視する「代表的」組織活動を展開している。

日本の労組は、もはや正社員だけの代表であることは許されない。劣悪な環境で生命や健康を脅かされている派遣労働者や請負労働者を代表して活動する責務がある。そのためには職場、地域、職種・産業で、すべての労働者の「安全・健康ミニマム」確立を目指す必要がある。

(わきた しげる：龍谷大学法学部教授／〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67 龍谷大学法学部 Email：mah01517@nifty.com)